



SHUKUGAWA

2024年12月

事務局

神戸市の「ふるさと納税」で 夙川中学校・高等学校の応援をお願いします！

(1) ふるさと納税の仕組み

ふるさと納税は、自分の選んだ自治体・使途への“寄附”になりますが、一定の手続きを行うことで、寄附額分だけ所得税や住民税の還付・控除が受けられる制度です。つまり、税金の支払先や使途を納税者が自ら選べる制度になります。ふるさと納税制度の趣旨は、納税者が税の使われ方を考えるきっかけを与え、税に対する意識を高めることを目的の1つとしています。

なお、還付・控除には収入等に応じた一定の上限額がありますので、まずは上限額をシミュレーションしてください。また、ふるさと納税額のうち2,000円分は税額控除されないため、実質的に2,000円の負担が生じます。

(2) 神戸市の「ふるさと納税」と夙川中学校・高等学校

神戸市では10以上のプロジェクトから、ふるさと納税する人が寄附金の使い方を自由に指定することができます。そして、そのプロジェクトの1つに「高校応援～若い学びを応援～」(私立学校助成事業)という項目があり、夙川中学校・高等学校はそのうちの1校として応援対象となっています。もし、神戸市のふるさと納税で本校を指定していただけたら、益々の教育環境の充実や、スポーツ・文化活動の行事等に活用していきます。

(3) 注意事項等

- ◆ 神戸市のプロジェクト「高校応援～若い学びを応援～」は、毎年2月と3月の募集を停止しますので、2月と3月のお申込ができません。
- ◆ 神戸市のプロジェクト「高校応援～若い学びを応援～」は、神戸市内の各私立高等学校で学ぶ生徒たちを応援するプロジェクトになります。そのため、中学校は対象ではありませんが、本校の施設設備は中高共用です。また、スポーツ文化活動の行事の多くは中高共同での実施となっています。
- ◆ ふるさと納税をすると納税先から返礼品を受け取ることができる場合がありますが、居住地へのふるさと納税は返礼品を受け取れません。そのため、神戸市にお住まいの方は、神戸市の返礼品は受け取れません。
- ◆ ご不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。なお、各申込サイト内のご案内については対応いたしかねますので、予めご了承ください。

【お問い合わせ先】

夙川中学校・高等学校

事務局

電話：078-578-7226

(4) ふるさと納税の申込の流れ

STEP1
控除の上限額を調べる

ふるさと納税した額の還付・控除を受ける額には一定の上限額があります。上限額は年収や家族構成によって異なりますので、まずは各種ふるさと納税サイト等でシミュレーションしてみて下さい。

(上限額は毎年1/1～12/31の期間で計算され、翌年には持ち越せません。
(昨年度の源泉徴収票などがお手元にあれば、シミュレーションしやすくなります。)

STEP2
寄附の申込を行う

金融機関窓口でも可能ですが、オンラインでの申し込みを推奨します。
オンラインで寄附をお申込みされる場合は、本校ホームページのバナーから、またはQRコードからお申込みサイトに進んでいただけます。

神戸のふるさと納税
私立学校応援

(本校HP掲載のバナー)



(神戸市のページ)

本校ホームページ右下にふるさと納税のバナーがあります。クリックしていただくと、神戸市のページに進みます。また、右側のQRコードからも神戸市のページに進めます。各種の申し込みサイトのバナーがありますが、返礼品から選ぶサイトが多いです。

また、「ふるさとチョイス」をご利用の方は、以下のURL又はQRコードからお進みいただくと、スムーズにお手続きできます。

(ふるさとチョイス URL)

<https://www.furusato-tax.jp/city/donation/28100>



お申込の過程で寄附金の使い道を選択する画面がありますので、「ふるさと応援～若い学びを応援～」をお選びいただき、その後の「自治体からのアンケート欄」にて学校の指定を行っていただけますので、「⑯夙川高等学校」をお選びください。

(初めて利用される方は、会員登録をすることで寄付手続きが簡単にできたり、履歴を閲覧出来たりと便利な機能を利用できますので、会員登録する事をお勧めします)

STEP3
支払い方法の選択

各サイトの案内に従ってお選びください。クレジット決済、コンビニ払い、PayPay、d払い、ペイジーなど複数の支払い方法があります。

STEP4
税金還付・控除の手続

以下の2つの方法があります。いずれかの手続きを行わないと、税金の控除・還付を受けられませんのでご注意下さい。

(1) 確定申告

寄附した翌年の3月15日までに税務署にて確定申告が必要です。寄附した自治体から届く寄附金受領証明書を確定申告書類と共に提出して下さい。

(2) ワンストップ税制

次の要件を満たす場合に寄附時に申請することで利用できます。寄附した翌年の1月10日まで(必着)に寄附先の自治体から発行されるワンストップ特例申請書等を郵送して下さい。

<要件①> 確定申告が不要な給与所得者であること

<要件②> ふるさと納税先の自治体が5団体以内など